

議案第75号

磐田市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定に
ついて

磐田市国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する
ものとする。

令和6年9月9日提出

磐田市長 草地博昭

磐田市国民健康保険条例の一部を改正する条例

磐田市国民健康保険条例（平成17年磐田市条例第132号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号から第3号までの規定中「5人」を「4人」に改め、同条第4号中「2人」を「2人以内」に改める。

第12条中「第9項」を「第5項」に、「若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合」を「又は虚偽の届出をした場合」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年12月2日から施行する。ただし、第2条の改正規定は令和7年7月1日から、次項の規定は公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 改正後の第2条の規定による国民健康保険事業の運営に関する協議会の委員の選任及びこれに関し必要な手続その他の行為は、第2条の改正規定の施行の日前においても行うことができる。

（経過措置）

- 3 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第260号）第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

